

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

木津川市長 谷口 雄一

市町村名 (市町村コード)	木津川市 (2 6 2 1 4 5)	
地域名 (地域内農業集落名)	相楽北部 (北ノ庄、東吐師、西吐師)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月22日 (第6回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現状と変更なし

(2) 地域における農業の将来の在り方

現状と変更なし

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	56.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	39.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別途作成)

【地域計画の範囲に追加した場合】 ○農業振興地域農用地区域の農用地及び利用権設定が行われている農地等。 ○農用地利用集積等促進計画等による新たな権利設定により18筆13,220㎡を地域計画に追加することを確認した。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
現状と変更なし
(2) 農地中間管理機構の活用方針
現状と変更なし
(3) 基盤整備事業への取組方針
現状と変更なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
現状と変更なし
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現状と変更なし

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】
今後の協議の場等の会議の開催方法について、確認し合意した。 その他、農用地利用集積等促進計画等による耕作者変更も確認した。